

## 科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 28 年 6 月 1 日現在

機関番号：17301

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2013～2015

課題番号：25870527

研究課題名(和文) 緊急災害時の環境汚染に対する責任制度の研究 - 免責規定の適用に焦点を当てて -

研究課題名(英文) The Study on the Liability System for Environmental Pollution in Case of Disasters  
--Concentrating on Application of Liability Exemption Clauses--

研究代表者

小林 寛 (KOBAYASHI, Hiroshi)

長崎大学・水産・環境科学総合研究科(環境)・准教授

研究者番号：30533286

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,900,000円

研究成果の概要(和文)：平成25年度は、原子力損害賠償責任における免責規定の適用要件に関する考察を行い、論文発表および学会報告(九州法学会)を行った。平成26年度は、原子力損害賠償法のみならず、大気汚染防止法、水質汚濁防止法、鉱業法、船舶油濁損害賠償保障法に研究範囲を拡げて、包括的に無過失責任の下での免責規定の適用要件に関する考察を行った。その際には、アメリカ合衆国の環境法との比較考察を行い、論文を発表した。2015年度は、日本私法学会において本研究を総括する報告を行った。本研究者は、被害者の保護の見地から、免責規定の適用は厳格かつ限定的になされるべきことを指摘した。

研究成果の概要(英文)：In the 2013 academic year, I studied the requirements to apply the clause of exemption from liability for nuclear damage, published my article and made my report at Kyushu Law Association on this issue. In the 2014 academic year, I extended the scope of my study to Air Pollution Prevention Law, Water Pollution Prevention Law, Mining Law and Vessel Oil Pollution Compensation Law in addition to Nuclear Damage Compensation Law and conducted the comparative analysis with the U.S. Environmental Laws. I published my article on these issues. In the 2015 academic year, I made my report to sum up this study at Japan Association of Private Law. I pointed out in this study that application of the exemption clauses from liability should be limited in terms of the protection of victims.

研究分野：社会科学(新領域法学(環境法学))

キーワード：無過失責任 免責 災害時の環境汚染 アメリカ環境法 不可抗力 戦争行為 メキシコ湾原油流出事故 油濁法

## 1. 研究開始当初の背景

研究開始当初の背景は以下の通りである。

近時、海洋施設や陸上施設において爆発が起り、油や放射性物質が海洋や土壌等に飛散・漏出するという環境災害事故が発生した。すなわち、アメリカ合衆国のメキシコ湾原油流出事故(2010年4月)や我が国の東日本大震災に伴う福島第一原発事故(2011年3月)である。かかる事故に伴って、人間の生存の基盤となる土壌や海洋が放射性物質によって汚染され、広範囲にわたる多数の農業者や漁業者等に対して甚大な損害が発生した。かかる被害者を救済するための責任制度の基礎には無過失原理があるが、同原理に基づく責任追及には限界があり、災害時の免責規定が存在する。いかなる場合に免責規定が適用されるのかということは被害者保護の限界を画する重要な論点であるが、原発事故を除く他(法時83巻9・10・11号(2011年)等)、学界におけるこれまでの研究の蓄積は少なかった。

本研究者は、上記事故のような緊急災害時に発生する環境汚染に対する法的対応の在り方について、汚染された環境の浄化措置と被害者に対する損害賠償とに分けて研究を行ってきたという研究経緯がある。

東日本大震災については、法学的研究も既に一定程度進んでいるところ(法教372号(2011年9月)、ジュリ1427号(同年8月)等)、本研究者は、その前から、メキシコ湾原油流出事故を素材とした米国油濁法の下での責任制度の研究を行ってきた。かかる研究成果を踏まえて、原油流出事故や原発事故等過去の環境災害事故に適用される無過失責任原理に基づく責任制度の比較考察を行ったうえで、無過失責任原理の限界をなす免責規定の適用要件を考察すべきであるという着想を持つに至った。これまでの国内における研究動向は、原発事故による被害者の損害の賠償に着目して、これに対する賠償範囲を考察するものであった。本研究者の研究は、これを発展させて、原子力損害賠償法における無過失責任原理のみならず他の環境災害事故に適用される責任制度にも着目して、今後も我が国において発生するかもしれない緊急災害時における環境汚染に対する適切な責任制度の構築に向けて、免責規定の適用という観点から一定の示唆を見出すことを企図するものである。このような着想は、国内の研究動向として多くは見られず、学術的な特色を有するものである。

## 2. 研究の目的

本研究者は、近年発生した前記メキシコ湾原油流出事故や福島第一原発事故について、これらに対応する責任制度をこれまでに明らかにした。災害時における環境汚染の被害者を救済するための責任制度の基礎には共通して無過失責任原理が存在するが、その限界として、免責規定が適用される場合があり

得る。本研究は、これまでに明らかにした責任制度について、その限界をなす免責規定の適用に焦点を当てて考察することによって、被害者救済のための適切な責任制度の構築に貢献することを目的とするものである。本研究の学術的特色は、学界におけるこれまでの研究の蓄積が少ない免責規定の適用に焦点を当てて無過失責任原理に基づく責任制度の考察を行うことにある。

すなわち、(1)まず、無過失責任原理が採用されている環境災害時の責任制度について、水質(陸域)、海洋(海域)、大気(空域)に分けて、いかなる根拠の下にいかなる範囲まで適用されるかを分析する。すなわち、緊急災害時の環境汚染に対して、誰が、いかなる根拠の下に、どの範囲まで責任(浄化措置及び損害賠償)を負うべきか、起因施設(海洋施設、陸上施設及び船舶)ごとに、汚染された環境媒体ごとに、明らかにする。(2)次に、(1)で明らかにした無過失責任原理に基づく責任制度において、同原理の限界をなす免責事由が規定されているかどうか、規定されているとして、その根拠及び内容を明らかにする(例えば、東日本大震災に伴う原発事故に適用される原子力損害賠償法の3条1項但書の「異常に巨大な天災地変」によって生じた」の要件はいかなる意味内容を有するか等)。(2)が本研究の核心をなす。(3)さらに、メキシコ湾原油流出事故や原発事故等過去の環境災害事故の原因を明らかにした上で、免責規定が適用されるのかどうかを検討し、終局的には、緊急災害時に発生する環境汚染に対する適切な責任制度の構築に貢献することを目的とする。

## 3. 研究の方法

本研究の目的を達成するための方法として、先ず平成25年度前半は、無過失責任原理に基づく環境災害時の責任制度について、環境媒体(水質、大気、海洋)ごとに、制度の概要を明らかにした。同年度後半から平成26年度前半にかけて、各責任制度の下での免責事由の採否、根拠及び内容を、立法経緯や既に主張されている学説を踏まえつつ、明らかにした。同年度後半に、メキシコ湾原油流出事故と東日本大震災に伴う原発事故の原因分析と両者の比較考察を行った。平成26年度中に、本研究課題に関する論文発表を行った。

研究方法の基本構造は以下の通りである。

(1)環境災害事故に対して適用される責任制度の基本構造の検討と比較考察

(2)各責任制度の下での免責事由の採否、根拠及び内容の検討

(3)原油流出事故と原発事故の原因分析及び両者の比較考察並びに免責規定の適用要件に関する検討

本研究者は、かかる研究を、文献調査(和文文献及び英文文献)及び聴取調査の方法によって遂行した。文献調査においては、法律

データベースを使用することによって包括的な調査を行い、本研究に関連する多くの資料を入手することが出来た。聴取調査においては、民事裁判実務に携わっている弁護士の助言を受けることが出来た。すなわち、本研究は、本研究者が基本的に単独で遂行したものであるが、海洋汚染等の実務に精通する法律実務家に対して、必要に応じて、助言等研究協力を求めた。

#### 4. 研究成果

(1) 平成25年度は、東日本大震災に伴い発生した福島第一原発事故により発生した原子力損害の賠償責任について、発生契機が地震と津波という自然災害であることから、原子力損害賠償法3条1項但書(「異常に巨大な天災地変」)による免責が認められるかどうかの検討を行った。検討に当たっては、関連する条約のみならず、イギリス法、ドイツ法、アメリカ法等との比較考察も行った。その結果、本件原発事故においては、原子力損害が「異常に巨大な天災地変」によって生じた」とは認められず、免責規定は適用されないとの結論に至った。この検討は、後記雑誌論文(4)及び学会発表(2)において発表した。

(2) 平成26年度は、原子力損害賠償法のみならず、大気汚染防止法、水質汚濁防止法、鉱業法、船舶油濁損害賠償保障法に考察対象を拡げて、免責規定の適用要件を包括的に検討した。その際には、アメリカ合衆国の環境法(特に包括的環境対応補償責任法及び油濁法)を比較考察の対象とした。その結果、免責規定の適用は、被害者の保護の見地から、厳格かつ限定的に判断されるべきとの結論に至った。この検討は、後記雑誌論文(3)において発表した。

(3) 研究期間を延長した最終年度である平成27年度は、本研究の総括として、後記学会発表(1)の報告を行った。また、アメリカ合衆国の環境法が適用されたアメリカ同時多発テロ事件(包括的環境対応補償責任法の下での戦争行為免責が認められた事例)及びメキシコ湾原油流出事故(油濁法の免責規定適用無し)を素材とした洋上掘削施設に起因する油濁事故に対する責任制度に関する研究を後記雑誌論文(1)及び(2)において発表した。

#### 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計4件)

(1) 小林寛、洋上掘削施設に起因する油濁事故に対する責任制度に関する一考察：メキシコ湾原油流出事故(The Deepwater Horizon Oil Spill)を踏まえた米国油濁法(The U.S. Oil Pollution Act of 1990)からの示唆、早稲田法学会誌、査読有、66巻1

号、2015年、97~142頁

(2) 小林寛、アメリカ同時多発テロ事件(2001・9・11)において包括的環境対応補償責任法の下での戦争行為免責が認められた事例[In re September 11 Litigation, 751 F.3d 86 (2d Cir. 2014)]、国際商事法務、査読無、43巻2号、2015年、217~222頁

(3) 小林寛、無過失責任における免責規定の適用要件に関する一考察：災害時の環境汚染を素材としたアメリカ法からの示唆、早稲田法学会誌、査読有、65巻1号、2014年、249~302頁

(4) 小林寛、原子力損害賠償責任における免責規定の適用要件に関する考察、法律時報、査読無、2013年、85巻5号、2013年、103~109頁

〔学会発表〕(計2件)

(1) 小林寛、無過失責任における免責規定の適用要件に関する一考察 災害時の環境汚染を素材としたアメリカ法からの示唆、日本私法学会第79回大会(立命館大学(京都府京都市))、2015年10月10日

(2) 小林寛、原子力損害賠償責任における免責事由の解釈に関する検討、九州法学会第118回学術大会(沖縄大学(沖縄県那覇市))、2013年6月29日

〔図書〕(計0件)

〔産業財産権〕  
出願状況(計0件)

名称：  
発明者：  
権利者：  
種類：  
番号：  
出願年月日：  
国内外の別：

取得状況(計0件)

名称：  
発明者：  
権利者：  
種類：  
番号：  
取得年月日：  
国内外の別：

〔その他〕  
ホームページ等

6 . 研究組織

(1)研究代表者

小林 寛 (KOBAYASHI, Hiroshi)

長崎大学・水産・環境科学総合研究科 (環境)  
准教授

研究者番号 : 30533286